

第1章

市民協働

きずなを強める ～人の力が活かされる ひと～

施 策

- (1) 市民協働のまちづくり
- (2) 市民サービスの充実・向上
- (3) 政策を実行・実現する行財政運営



きずなを強める ～人の力が活かされる ひた～

市民協働

1 - (1)

(1) 市民協働のまちづくり

- ① まちづくり活動の促進
- ② お互いの生き方を尊重し合える環境の整備
- ③ 広報・広聴活動の強化
- ④ 移住・定住への支援



中津江むらづくり役場

現状と課題

- ・少子高齢化や過疎化が進み、近所付き合いが希薄化する地域や集落活動の存続が困難な地域が生じています。住民が支え合う活気のあるまちであり続けるためには、*₁ 地域コミュニティの核となる自治会等への支援を行う必要があります。
- ・市内にはまちづくり活動に取り組む団体が多数ありますが、情報の共有や相互の連携が不足していることにより、活動が広がらない団体もあります。また、資金や人材が不足していることにより継続的な活動が困難な団体もあるため、それらの課題に関する支援が必要です。
- ・これからのまちづくりを進めるためには、市民と市民、市民と行政による *₂ 協働が不可欠です。しかし、関心はあるものの、行動するきっかけを掴めずに活動に至らない市民もいるため、誰もがまちづくりに参加しやすい環境をつくる必要があります。
- ・人の力を活かすまちづくりを実現するためには、年齢・性別・文化・国籍等に関わらず理解を深め、誰もがまちづくりに *₃ 参画できるような環境整備が必要です。
- ・若者の豊かな想像力や行動力をまちづくりに活かし、活躍できる社会の実現が求められています。そのため、将来の日田市を担う若者の意見を政策に反映させる仕組みづくりが必要となります。
- ・協働のまちづくりを進めるためには、市民の行政に対する関心を高めることが大切です。そのため、市の情報を様々な方法で分かりやすく発信することが求められています。一方、多様化・複雑化する地域課題やニーズを解決していくために、まちづくりに市民の声を様々な手段で積極的に取り入れ、効果的に反映させることが必要です。
- ・活気あふれるまちであるためには、定住人口の確保と積極的に移住者を受け入れる取組が求められています。また、日田市への移住を考えている人に対して、魅力ある生活「ひた暮らし」や移住に関する支援の情報等を発信する必要があります。



高校生によるまちづくり集会



地域おこし協力隊の活動

***₁ 地域コミュニティ**
一定の地域に居住する人々のつながりや活動。

***₂ 協働**
様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特性を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。

***₃ 参画**
事業や計画に企画段階から関わっていくこと。



ひたふる



日田市の情報発信ツール
(SNSコンテンツパートナー)

*4 自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、自治体運営の基本ルールを決めた条例。

*5 SNS

Social Networking Serviceの略。インターネット上で人と人のつながりを促進するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

*6 シティセールス

都市の魅力や個性を発掘・育成し、発信することにより、都市のイメージやブランド力を向上する取組。

*7 UIJターン

出身地に戻って生活すること(Uターン)や出身地以外の場所に移住して生活すること(Iターン)、出身地の近くに戻って生活すること(Uターン)。

*8 NPO

Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人や営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

*9 住民自治組織

地域のことを一番理解し考えている住民や団体が、自らの地域を住み良くするために、様々な事柄に自主的かつ主体的に取り組む組織。

基本方針

- ・市民と市議会、市がそれぞれの責任や役割を認識して、互いに協力することを基本に、*4自治基本条例に基づく市民を主体としたまちづくりを推進します。
- ・地域のコミュニティ機能を維持・向上させるため、自治会やまちづくり団体等の活動を支援し、住民自らの手による自治や支え合う体制づくりを進めます。
- ・まちづくり活動に取り組む団体や個人の連携を深めるため、情報の収集と発信に努めるとともに、継続的な活動ができるように資金調達の方法や人材の確保のための支援を行います。
- ・性別・国籍等に関わらず、お互いの生き方の理解を深め、尊重し合える環境づくりを促進します。
- ・若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現に向けて、若者の意見を市政に反映させる仕組みづくりを推進します。
- ・広報紙やホームページ、*5 SNSなど様々な情報発信手段を活用して、市の現状や市政に関する情報を素早く発信するとともに、日田市の魅力を伝える *6 シティセールスを推進します。また、市民の意見を市政に反映させるための広聴活動を進めます。
- ・日田の魅力や移住に対する支援策などの情報を積極的に発信するとともに、定住に向けた取組を推進することにより、*7 UIJターンの促進に努めます。

主要施策と主な取組

① まちづくり活動の促進

- ・人口減少社会に対応するための公民が連携する自治体運営の推進
- ・自治会や *8 NPOなどの団体が取り組むまちづくり活動への支援
- ・市民が参加しやすいまちづくり環境の整備
- ・*9 住民自治組織 による新たな自治活動の実現に向けた仕組みの確立
- ・若者の意見を市政に反映させる仕組みの確立

② お互いの生き方を尊重し合える環境の整備

- ・男女共同参画の意識を高めるための啓発活動の推進
- ・委員会や審議会、各種団体への女性の参画の推進

③ 広報・広聴活動の強化

- ・広く市民に市政情報を発信する広報活動の充実
- ・日田市の魅力を伝えるシティセールスの推進
- ・広く市民の意見を聴き、市政に反映させる広聴制度の推進

④ 移住・定住への支援

- ・移住に関する支援策などの情報発信
- ・子育て、就農・就業、住まい等に関する支援
- ・移住者間や地域住民等との交流の場の提供
- ・結婚を望む若者に向けた支援



地域住民との移住交流会



移住相談会

関連する主な計画

- ・日田市男女共同参画基本計画
- ・日田市女性活躍推進計画
- ・日田市DV対策基本計画(仮称)
- ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
移住施策を活用した移住者数(年間)	430人	330人	330人
*1「日田市」の認知度	419位	380位	340位

*1「日田市」の認知度

全国の自治体のうち、対象となる自治体をどの程度知っているかについてインターネット調査をもとに順位化したもの。

きずなを強める ～人の力が活かされる ひと～

市民協働

1 - (2)

(2) 市民サービスの充実・向上

- ① 誰もが利用しやすい行政サービスの推進
- ② 行政事務の効率化



現状と課題

- ・市民にとって利用しやすい窓口サービスを提供するため、利便性の向上と窓口体制の整備が必要です。
- ・*₁マイナンバー制度の開始に伴って、様々な分野で情報の連携が進むことで、市民の利便性の向上や事務の効率化が期待されます。日田市においても制度を活用して市民サービスの充実と向上に取り組む必要があります。
- ・市民のライフスタイルが多様化していることから、*₂情報通信技術(ICT)を活用したサービスの普及と拡大に向けた取組が必要です。
- ・市役所には様々な情報システムが導入されています。市民に行政サービスを提供するためには、これらのシステムを適切に管理する必要があります。また、情報の管理においては情報セキュリティの確保が不可欠です。

基本方針

- ・市民の視点に立った行政サービスを提供できるよう、利便性を向上させるための窓口体制の整備に努めます。
- ・*₃マイナンバーカードや*₄電子申請等を活用したサービスを拡充し、市民の利便性の向上と行政手続の効率化を図ります。
- ・情報通信技術(ICT)を活用したシステムやサービスを導入し、質の高い行政サービスを提供するとともに、事務の効率化に努めます。
- ・市民の個人情報など市が管理する情報の安全を確保するため、情報セキュリティの強化に取り組めます。

*₁ マイナンバー制度

国民一人ひとりが12桁の番号を持つことで、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を図るための制度。

*₂ 情報通信技術(ICT)

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術の総称。

*₃ マイナンバーカード

個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けられるようになるICカード。

*₄ 電子申請

自宅や会社からインターネットを利用して行政への申請を行うことができる手続き。

主要施策と主な取組

- ① 誰もが利用しやすい行政サービスの推進
 - ・庁舎内の窓口連携を深め、市民にとって分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供
 - ・マイナンバーカードや電子申請等の活用による行政手続の簡素化
 - ・コンビニエンスストア等における住民票や税証明書等の交付
- ② 行政事務の効率化
 - ・情報通信技術（ICT）と情報システムの活用による事務の効率化
 - ・情報の適切な管理による情報セキュリティの強化



マイナンバーカードのタブレット申請

関連する主な計画

- ・日田市情報化基本計画



マイナンバー PRキャラクター
マイナちゃん

目標指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
コンビニ交付の活用による証明書の発行割合	1.44%	6.0%	6.4%



コンビニ交付





きずなを強める ～人の力が活かされる ひと～

市民協働

1 - (3)

(3) 政策を実行・実現する行財政運営

- ① 持続可能な財政運営
- ② 公共施設の適正な管理
- ③ 行政の改革

現状と課題

- ・人口の減少や少子高齢化の進行により、市税や地方交付税といった収入の増加は望めない一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられない状況にあります。
- ・厳しい財政状況が続く中、*1 自主財源の確保に直結する市税の適正課税や *2 徴収率を向上するための取組が重要です。また、*3 ふるさと納税の促進や市有財産の有効活用などによる財源の確保が求められています。
- ・限られた財源と人員で多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い行政サービスを提供していくため、選択と集中による事業の重点化や公共施設の適正な配置を進めるなど、効率的で効果的な行政運営を進める必要があります。

基本方針

- ・統一的な基準による財務書類を活用し、行政の資産や負債を明らかにし、財政の「見える化」を推進するとともに、*4 財政マネジメントの強化に努めます。
- ・公平かつ適正な課税と確実な徴収に取り組むとともに、納税環境の整備に努め徴収率の向上を図ります。
- ・公共施設の適正な配置を進め、将来にわたって必要な施設を維持しつつ財政負担の軽減に努めます。
- ・行政の取組に対する評価を踏まえた事務事業の見直しを徹底し、効果的で効率的な行政運営を行います。
- ・ふるさと納税の促進や市有財産の有効活用などによる財源の確保に努めます。

*1 自主財源

市税、使用料、手数料、繰入金など、地方公共団体が自らの権限で収入できる財源。

*2 徴収率

税金の調定額(納めなければならない額)に対する納付金(納めた額)の割合。

*3 ふるさと納税

ふるさとや応援したい自治体を指定して寄附する制度。寄附額に応じて住民税や所得税が控除される。

*4 財政マネジメント

決算や資産・負債等の状況を検証し、予算編成や事務事業の執行を、効率的・効果的に行うこと。

主要施策と主な取組

① 持続可能な財政運営

- ・統一的な基準による財務書類から得られる情報の分析及び資産管理や予算編成等への活用
- ・予算編成の基礎資料となる *₅ 財政推計の策定と適宜見直し
- ・公平かつ適正な課税と確実な徴収、納税環境の整備
- ・財源の確保と地域の活性化を目的としたふるさと納税制度の促進
- ・遊休市有地の売却を含めた有効活用

② 公共施設の適正な管理

- ・*₆ 公共施設等総合管理計画の推進と進捗管理の徹底

③ 行政の改革

- ・事業評価の実施による現状の把握と見直しの徹底
- ・効率的な行政運営のための指針となる *₇ 行政改革大綱の推進



*₅ 財政推計

健全な財政運営を図るため、将来の財政見通しを明らかにし、予算編成の基礎資料として作成しているもの。

*₆ 公共施設等総合管理計画

将来にわたって必要な公共施設等を維持していくことを目的とし、施設の適正な配置を行うための基本的な方針などを定めた計画。

*₇ 行政改革大綱

限られた経営資源を最も効率よく活用し、行政に要する経費を削減しながら、行政サービスなどの向上を実現するための計画。

*₈ 実質公債費比率

地方公共団体の収入に対する実質的な借入金返済額の比率で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

*₉ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

関連する主な計画

- ・日田市公共施設等総合管理計画
- ・日田市行政改革大綱

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
* ₈ 実質公債費比率	6.2%	4.0%	10.0%以下
* ₉ 将来負担比率	なし	なし	10.0%以下

実質公債費比率と将来負担比率の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債費比率(%)	7.6%	7.6%	7.2%	6.2%	5.1%	4.6%	4.7%
将来負担比率(%)	11.2%	7.3%	0.4%	なし	なし	なし	なし

※地方公共団体の財政の健全化に関する法律における早期健全化基準は、実質公債費比率25%、将来負担比率350%と定められています。

